

高柳賞規程

(昭和 59 年 6 月 8 日制定)

- 第 1 条 高柳賞は、財団法人浜松電子工学奨励会寄付行為第 34 条に基づきこの規程の定めるところによって顕彰する。
- 第 2 条 高柳賞は、電子科学に関し優れた研究業績がある個人又は団体に贈呈するものとする。
- 第 3 条 高柳賞の種類は次のとおりとする。
・高柳記念賞
・高柳研究奨励賞
- 第 4 条 高柳賞の受賞者は、研究機関の長又は浜松工業会会長から推薦された候補者について高柳賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考を経て理事長が決定する。
- 第 5 条 前条の選考委員会は、理事長から委嘱された理事及び学職経験者をもって組織する。
選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
委員長は選考委員会を招集する。
- 第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

高柳賞規程実施事項

実施事項は当該年度の理事会において決定し、募集要項として公表する。平成 30 年度の募集要項は以下の通り決定した。

(平成 30 年 3 月)

1. 高柳記念賞は、電子科学に関する研究業績が顕著であるものうちから、1 件を選定して贈呈する。高柳記念賞は賞状及び賞金とし、賞金は 1 件につき 200 万円とする。
2. 高柳研究奨励賞は、電子科学に関連する学問、技術の奨励のため、有為と認められた新進の科学者又は技術者に対し、4 名以内を選定して贈呈する。この賞を受けるものは推薦の時期において概ね 40 歳以下であること。高柳研究奨励賞は賞状及び賞金とし、賞金は 1 名につき 50 万円とする。
3. 高柳研究奨励賞受賞の者は、研究の実施状況及び成果等を、翌年度末までに当財団に報告する。(A 4 用紙 2～3 枚)